

## 令和2年第7回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和2年7月30日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年7月30日	午前10時00分
	閉 会	令和2年7月30日	午前11時42分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

14番	崎 浜 秀 進	1 番	真 部 卓 也
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	総 務 課 長	仲宗根 章
企画商工観光課長	屋富祖 良 美	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	農 林 水 産 課 長	松 本 一 也
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓	建設課農林土木班長	平 良 裕 章
建設課都市計画港湾班長	知 念 毅	建設課港湾所長	渡久地 淳

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

# 議 事 日 程

7月30日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	報告第9号	専決処分の報告について（本部半島多機能観光支援施設整備新築工事〈建築1工区〉） <span style="float: right;">（報 告）</span>
4	報告第10号	専決処分の報告について（本部半島多機能観光支援施設整備新築工事〈建築2工区〉） <span style="float: right;">（報 告）</span>
5	報告第11号	専決処分の報告について（本部半島多機能観光支援施設整備新築工事〈電気〉） <span style="float: right;">（報 告）</span>
6	報告第12号	専決処分の報告について（本部半島多機能観光支援施設整備新築工事〈機械〉） <span style="float: right;">（報 告）</span>
7	議案第47号	工事請負契約の締結について（もとぶ放課後児童クラブ（仮称）新築工事〈建築〉） <span style="float: right;">（議案説明・審議・採決）</span>
8	議案第48号	工事請負契約の締結について（新里畑地かんがい施設等新設工事2工区） <span style="float: right;">（議案説明・審議・採決）</span>
9	議案第49号	令和2年度本部町一般会計補正予算について <span style="float: right;">（議案説明・審議・採決）</span>

○ **議長 石川博己** ただいまから令和2年第7回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって14番 崎浜秀進議員及び1番 真部卓也議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日7月30日限りの1日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日7月30日限りの1日間に決定しました。

日程第3．報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。議案の提案の前にお許しを得まして、報告と、そしてお願いを申し上げさせていただきます。我々がこれまで待ち望んでおりました北部基幹病院の設立に向けてその合意の締結が、先般知事が直接お見えになりまして、北部12市町村長含めて知事と合意を締結してございますので、この場を借りて皆様方にご報告いたします。既に新聞紙上でありましたとおりでありますけれども、今年いっぱい基本計画を立てながら、どんどん進めていくというようなことでございますので、またこれから北部基幹病院、県と一緒にその建設にお互い協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それからお願いですけれども、新型コロナウイルスの感染が日増しに拡大しております。中南部を中心としてクラスターが起こっているというようなことで、とても気になりますし、心配しております。どうぞ、感染地域への不要不急の外出の自粛とか、あるいはまた感染都道府県への渡航の自粛とか。また、基本的な感染対策である手洗い、マスクの着用、そういったこと等について、いま一度、我々行政部局からも町民に注意喚起いたしますけれども、議員各位からもいろんな場面を通じて緊張感を保ちながら経済と、それから感染予防と両方追っかけなければいけないような状況に立ち至っておりますので、議員各位からも町民の皆さんにあらゆる場面を通じてメッセージを発信するようにこの場を借りてお願いいたします。

それでは議案の提案に移ります。令和2年第7回本部町議会臨時会におきまして、4件の報告と3件の議案を提出してございます。その内訳は、工事請負契約の変更に関する専決処分の報告が4件、工事請負契約の締結に関する議案が2件、令和2年一般会計補正予算の議案が1件となっております。

説明に当たりましては、副町長、教育長並びに担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **議長 石川博己** 教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第9号についてご説明いたします。

報告第9号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第1回本部町議会（臨時会）で議案第1号をもって議決をされた本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築1工区）について、契約金額「5億6,925万円」を「5億7,255万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年6月29日、本部町長 平良武康。

本工事の請負額の変更金額は、増額分は330万円となっております。今回、数量等の変更に伴う増ではございません。工期延長に伴う共通費の率算定に係る変更となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第4．報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第10号についてご説明いたします。

報告第10号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第1回本部町議会（臨時会）で議案第2号をもって議決をされた本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（建築2工区）について、契約金額「7億8,540万円」を「7億8,705万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年6月29日、本部町長 平良武康。

本工事に伴う請負額の増額分は165万円となっております。本工事においても数量等の変更に伴うものではなく、工期延長に伴う共通費の立案点に係る変更となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第5. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第11号についてご説明いたします。

報告第11号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第1回本部町議会（臨時会）で議案第3号をもって議決をされた本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（電気）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（電気）について、契約金額「2億5,850万円」を「2億6,114万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年6月29日、本部町長 平良武康。

本工事の請負金額の増額分は264万円となっております。本工事におきましても数量等の変更ではなく、工期延長に伴う共通費の立案点に係る変更となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第11号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6. 報告第12号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第12号についてご説明いたします。

報告第12号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和2年第1回本部町議会（臨時会）で議案第4号をもって議決をされた本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（機械）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、本部半島多機能観光支援施設整備新築工事（機械）について、契約金額「2億240万円」を「2億537万円」に変更し改定契約を締結する。令和2年6月29日、本部町長 平良武康。

本工事における請負額の増額分は297万円となっております。本工事におきましても数量等の変更ではなく、工期延長に伴う共通費の立案点に係る変更となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第12号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第7. 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 議案第47号 工事請負契約の締結について。もとぶ放課後児童クラブ(仮称)新築工事(建築)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会議決を求める。1、契約の目的、もとぶ放課後児童クラブ(仮称)新築工事(建築)。2、契約の相手、本部町字東467番地9、有限会社全勝組、代表取締役島袋一郎。3、契約金額、5,060万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをお願いします。こちらのほう資料としてつけてあります。もとぶ放課後児童クラブ(仮称)新築工事(建築)。1、工期が210日間を予定しております。大体8月中旬頃から始まりまして、翌年の2月中旬ぐらいまでを予定しております。2、指名業者といたしましては、安護建設工業から全勝組までの6者で入札しております。3、工事概要、補強コンクリートブロック造の平屋建てでございます。建築面積が133.69平方メートル、延べ床面積が125.50平方メートル。工事の工種につきましては、直接仮設工事から外構工事まで、各工事工種一式となっております。

次のページをお願いいたします。こちらは入札結果報告書でございます。6者で入札した結果でございますのでお目通しをいただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。図面A3の横で示しております。工事箇所、場所ですが、本部小学校の運動場の西側にあります。旧プールがあった場所です。プールのあった場所で、今プールのほうは解体が終わりまして、これからこの建物を建てるという計画であります。

次のページをお願いいたします。建物の平面図でございます。

次のページをお願いいたします。次のページは立面図でございます。建物の東西南北から見た形でございます。1階建ての平屋の造りとなっております。

工事概要につきましては以上です。あと、細かい点については、また、今日、建設課長が出席がなっておりませんので、建設課班長も同席して、質疑に対して説明対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第47号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副町長。

○ **副町長 伊野波盛二** 議案第48号 工事請負契約の締結について。新里畑地かんがい施設等新設工事2工区について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会議決を求める。1、契約の目的、新里畑地かんがい施設等新設工事2工区。2、契約の相手、本部町字谷茶452番地、有限会社良三組、代表取締役比嘉節代。3、契約金額、9,900万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをおめくりください。議案第48号の資料です。工事概要といたしまして、1、工期が230日間を予定しております。2、指名業者は、本部造園から比嘉建設工業までの12者で競争入札を行っております。3、工事概要といたしましては、路線の総延長が3,531.2メートル、あと土工から管体工まで工種各種一式となっております。

次のページをお願いいたします。入札結果報告書、12者で入札を行った結果でございますのでお目通しをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。A3用紙で工事範囲を示しております。新里の畑地かんがい排水設備、緑で示された路線が今回工事をする区間で、予定でございます。あと黒い点線で示された部分が次年度の予定となっております。今年度は、ファームポンドのほうが図面でいうと左下のほうにFPで示されております。ファームポンドのほうは既に工事は完了してございまして、それにつなぐ緑の配管、そしてまた末端の取水栓の工事が今年度予定となっております。

工事概要につきまして以上でございます。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** この工事は230日間となっておりますけれども、何月から何月までで完了予定なのか。それから取水弁が緑色の近くに黒の升がありますけれども、そこが取水弁なのか。この取水弁は1つだけしかつかないのか、それとも隣接している畑全部に対して取水弁はあるのか。それとこの工事範囲がこの赤い丸の範囲となっておりますけれども、このほかに菊の栽培をしている農地がありますけれども、その辺の取水はどうするのか。この3点をお願いします。

○ 議長 石川博己 建設課農林土木班長。

○ 建設課農林土木班長 平良裕章 7番、具志堅議員にお答えいたします。

期間については、8月から3月末までの期間となっております。給水の四角いところのものについては、今回の工事ではなくて時期工事ではあるんですが、給水栓をこの四角の中で2つ分岐して設置予定であります。分岐については量水器で設置予定となっております。量水器というのは水道メーターのようなものを設置、その口が2つつきます。1つのこの四角いところですね。その後、必要であれば農家のほうでその先はまた分岐して使うなり、おのおのでやってもらう形になっています。あと工事計画範囲外のところですが、今回この事業は受益、組合のほうを通して受益面積を拾っております、現在やられている農家の範囲ということで拾っております。以上です。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 この範囲以外にも菊組合の方の農地はあります。そこもどういふふうにするのか、ちゃんと組合員の方々に説明されたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 7番、具志堅議員にご説明いたします。

この事業は、採択されることから地元の組合とは再三にわたって説明会を行って、受益者がどの範囲へ当たるのか、何名いらっしゃるのかというところの調整も全て終わった上で事業採択として、今予算がついて事業執行という形になっておりますので、基本この工事範囲の中に示された方々が受益者ということになります。今おっしゃる範囲の外にまたいらっしゃるということであれば、そこは今事業対象の、対象外ということになっておりますので、今後その方々がやりたいとか入りたいとかという場合には、また組合との調整とか役場との調整が必要になってきます。とりあえず、今の工事の対象は入っていないということです。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第48号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第49号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。



本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第49号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年7月30日提出、本部町長 平良武康。

3枚目お願いします。令和2年度本部町一般会計補正予算。令和2年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2億1,702万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ106億2,169万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症の対策費、そして支援費用をメインとしております。本日お配りいたしておりますA3の縦の資料2枚つづり、そこで説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びそれに伴う感染防止対策により、町民並びに町内事業者の経営等に大きな影響が生じております。本町においては、それらの経済的な打撃を少しでも緩和すべく、町民並びに各業種に広く行き渡るよう町独自の支援事業に取り組んでいるところであります。今年5月の臨時議会におきまして、10の支援事業を予算化したところでありますが、今回、国からの追加の交付金を活用しまして、新たに26の支援事業を提案しているところでございます。それではA3資料の2枚目の予算の概要から説明させていただきます。

2枚目の右下でお願いします。ふりがなが振られておりますが、まず下から8段目程度のアの計画額（2次分）、これが今回の補正予算に係る分でございますが、2次のコロナ関連の支援事業としまして、2億2,318万2,000円を新たに計上しているところでございます。それに伴いまして下から2段目のキ、5月に議決いただきました1次分と今回の2次分を合わせまして、コロナの対策支援事業としまして4億227万2,000円を本町の事業費で組んでおります。それに対しまして、真ん中のエ配分額3億7,475万3,000円、これが国からの交付金でございます。そして一番下、交付金よりも事業費が上回っておりますので、約2,700万円程度は一般財源を活用しましてその対策費に充てているものでございます。

それでは今回、新たに事業化いたします26の事業、ちょっと速足で申し訳ありませんが、一つ一つ概要を説明させていただきます。表の見方でございますが、左側の番号11、12、13とありますけれども、1次の配分で10事業が終わっておりますので、連番の11番から今回始めております。そして担当課、事業名、事業概要、あるいは積算の根拠等、そして事業費ということで右側に流れます。

それでは、まず11番目の新型コロナウイルス災害発生時備蓄事業でございますが、こちらは災害発生時、自然災害の発生時、避難所での新型コロナウイルスのクラスターの発生を抑制することを目的としておりまして、主にパーティション567、そして高齢者用のベッドが353、あるいはマット、掛布等を整備しまして、それらを保管します保管庫を5か所予定しております。総事業比で4,906万7,000円を計上しているところでございます。

12番目、地域消費拡大キャンペーン（キャッシュレスポイント還元）事業でございますが、こちらは町内外の消費者の消費意欲の拡大を図り、飲食店及び小売店の支援事業を行い、町内の飲食店及び小売店等の対象のキャッシュレス決済を行った消費者に対しポイントの還元を行うものでございます。10月の1か月間を予定しております、キャッシュレス買い物に対して20%が還元されるものでございます。そちら上限1万円を予定しております。事業費が1,303万円でございます。

続きまして、もとぶ観光プロモーション事業、こちらは町内に入域する観光客の回復を目的に観光ガイドブックを作成し、町内で滞在時間を増加させて、地域での消費拡大を図るものでございます。観光ガイドブックの委託料を計上しております。2万部を予定しております、373万5,000円の事業費でございます。

14番目、「夏休みが少ない子供たちへの贈り物」事業でございますが、今回、新型コロナの感染の拡大で夏休みが短くなっております。そのことによって通常体験できるものが限られてくるということで、今回高速船のジンベエ・マリンを活用しまして、那覇まで行ってもらいまして、今のところ予定としましては県立博物館などで文化体験を行い、帰ってくるということで、親子参加でございます、大人が96名、子供が192名を予定しているところでございまして、195万3,000円の事業費を組んでおります。

ジンベエ・マリンを活用した観光誘客事業、15番目でございます。こちらは本町と那覇市を結ぶ高速船が6月の下旬から再就航となっております。それらで来られます観光客等を乗せてコミュニティバスの運行を考えています。土日、祝祭日の運行、8月から2月までの実施で約74日でございます、町内の観光地、そしてホテル等を周遊して活用していただきたいというものでございます。

16番目、感染症対策介護施設応援事業、こちらは介護施設に器具、備品等の購入を補助するものでございまして、介護施設、小規模施設11か所にはそれぞれ10万円、大規模の事業所に対して7か所、それぞれ20万円、事業費253万円を組んでいるところであります。

もとぶあるけあるけ促進事業、こちらは新型コロナウイルス感染に伴い高齢者の外出の場が減っております。そして憩いの場が休止になるなど制限がかかっておりますので運動不足が気になるところであります。そこでウォーキングコースを本町のほうで指定しまして、そして万歩計の貸出しを行いまして、それぞれの時間で、それぞれのコースを歩いて健康に努めていただきたいというものでありまして、これは65歳以上の町民が対象である事業であります。61万8,000円を事業費として組んでおります。

18番目、認可外保育施設感染症防止対策支援金でございますが、こちらは認可外、本町にはひかり保育学園の1か所でございますが、こちらに10万円の支援金を支援するものでございます。

19番目、生活困窮者生活必需品確保支援事業、こちらは長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による休職等に伴う大幅な収入減による生活困窮世帯が増加しておりまして、フードバンクのニーズが高まっております。フードバンクは町の社会福祉協議会で行っておりますが、その

フードバンクの食料費を補助するものでございます。251万円を事業費で組んでおります。

20番目、感染拡大防止事業、こちらは第2波、第3波の感染拡大を想定して事業費を組んでおります。アルコール、そしてマスク等を組んでおりまして、102万7,000円を組んでおります。

21番目、外あそび・外まなび交流施設機能強化事業、こちらは具志堅にあります天空の駅ハーソー公園の整備でございます。地元住民や観光客など幅広く誘客を図り、施設内の親水路の機能強化及び遊具の設置に併せてシャワー室の整備を行うものでございまして、屋外活動の制限による閉塞感、運動不足解消を図り、児童生徒の心のケア、住民等の健康増進に寄与することを目的としております。公園内に親水路の進入スロープ、そして遊具、シャワートイレの施設等の整備を考えております。こちらは事業費5,101万円を予定しております。

22番目、もとぶ農水産物提供施設機能強化事業、こちらは備瀬にありますフクギ屋の機能強化でございます。コロナ感染拡大防止に併せて施設機能の強化、向上を図り、より衛生的で安穩で暮らせる空間で、もとぶ産農水産物を活用した飲食物を提供することで、地域経済の活動の回復を促進し、生産者の支援を後押しするものでございまして、空調の整備と自動ドアの整備をそれぞれ予定しております。623万円の事業費でございます。

23番目、水産業者経営体力再生事業、こちらは新型コロナの影響で水産物の売上げが減少しております。その経営に影響を及ぼしているため、操業時に使用する漁船の燃料費を補助することで操業継続を支援するものでございます。燃料費の2分の1の補助を予定しておりまして、事業費501万円でございます。

続きまして24番目、花卉農家次期作支援事業、こちらの花弁農家も新型コロナの影響により、つくった菊が売れないという状況が続きました。それで次期作の種苗購入を支援するものでございまして、花卉農家が対象であります。10アール当たり3万円の補助で798万円を事業費として組んでおります。

25番目、もとぶ農水産物販売促進事業でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド、観光客などの減少に伴い、販路を失った農畜水産物について新たな販路拡大に取り組むものでございまして、販路拡大のPRとしてのぼり、そしてはっぴ、これらを保管する倉庫、これはコンテナを予定しております。それを整備したいと考えております。134万6,000円の事業費です。

26番目、拠点産地品目保管支援事業、こちらはコロナ関連で消費が落ち込んでいる拠点産地品目について、保管経費を補助することで事業者の経営継続への支援を行うものでございます。拠点産地品目になっていますシークワサー、そしてアセローラの冷凍冷蔵保管経費の2分の1を対象事業者に補助するものでございます。901万円を予定しております。

27番目、もとぶ再発見魅力発信事業、こちらは町民に町内の宿泊施設を利用、体験してもらうことによって本町のよさを再発見してもらい、その魅力を町内外に発信してもらう事業でございます。1人上限1万円を予定しておりまして、宿泊費の4分の3を補助する。4分の1は泊まられる方の費用ですね、それを1,000万円の上限で組んでおります。

続きまして28番、こちらも同じくもとぶ再発見魅力発信事業、こちらはマリンレジャーを体験してもらうものですが、同じように本部町民が本部町内の海、そしてマリン業者を活用してもらいまして、そのよさを再発見、そしてそれを発信するという事業でございまして、事業費を253万円組んでおります。

29番目、オンライン蔵書目録構築事業、こちらは町立図書館がオンライン化、インターネットで予約できる。そしてすぐ検索もできるということでシステムを構築するものですが、そのことによってすぐに目的の本があるかないか、ある場合はすぐにどこにあるというのが分かるというものでございまして、203万円の事業費で組んでおります。

30番目、体育施設使用料減免措置対応事業費、こちらはコロナの影響によりまして、従来よりも体育施設の使用時間が伸びた、あるいは大会日数が伸びた等の場合に、その伸びた分を減免する事業でありまして、10万円の予算を組んでおります。

31番目、地元産活用支援事業、こちらは給食でございまして。給食に地元産品を活用いたしまして、地元の人たち、地元のよさを確認し、将来の需要へつなげるものですが、AからDまで書いておりますが、今のところ予定でありますけれども、このような町の産品をその時期に出すということで子供たちに食してもらおうということで499万円を組んでおります。

32番目、ICT教育推進計画策定事業、これは国が進めておりますGIGAスクール構想の加速や新しい生活様式に向けた施策を総合的かつ計画的に実現し、新しい時代にふさわしい教育の実現を図るということで、計画をまず策定するものでございまして、その委託料ということで303万円計上しております。

続きまして33番目、もとぶGIGAスクール強化事業、こちらも新しい時代にふさわしい教育の実現に向け、学校外から接続できる共有サーバやネットワークの再構築を実現するものですが、教員のテレワーク等も第1波のときにありましたけれども、第2波、第3波に備えまして、テレワークとしてもサーバを活用して自宅で業務ができるということで、そのような整備に取り組みたいと思っております。あとは大型掲示装置、これはスクリーンですけれども、これを本中、本小などに整備する部分を含めまして、3,274万1,000円を計上しているところであります。

34番目、各種相談・申請支援窓口開設事業、こちらは今、力を入れているところでありますけれども、国の持続化給付金、個人は100万円、法人は200万円の寄附金がありますけれども、なかなかやり方が難しいというのもありまして、こちらを役場のほうに専用の窓口を設置して、今、対応しているところではあります。その職員以外に会計年度職員を設置したり、あるいは専用の端末、タブレットを設置したりしておりますので、その費用を224万6,000円計上しているところであります。

35番、きめ細やかな観光客受入体制整備事業、こちらは新しい生活様式に準じて観光ガイドブックに載らない隠れた地域資源を、地域の主役である住民が解説し、来訪者と地域をつなぐ人材の育成と受入体制を構築するものであります。こちらはガイドになる方を募集しまして、その講師、受講を10回受けてもらいまして、町の観光ガイドのプロフェッショナルを育成するもので

あります。こちらは43万円計上しております。

最後でございます。36番目、もとぶ美ら海海岸漂着ごみ回収事業、こちらは本町の主要観光コンテンツに位置づけられる青い海、きれいな砂浜を維持するために、本町の海岸に漂着したごみを回収、処分施設まで運搬することで海岸保全を図ることを目的に実施します。建設課と農林水産課がそれぞれ漁港、そして港を常時整備、清掃していますが、それに該当しない箇所もあります。その該当しない箇所を今回、この費用で清掃するものでございます。237万円を計上しているところでございます。以上、説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 A3のナンバー27、28のもとぶ再発見魅力発信事業、これはとてもいい事業だと思っております。町民が町の宿泊施設やマリン体験をして地元のPRをすると、宣伝マンになるということでもとてもいい事業だと思います。これについて2点ほど質疑をします。今、上限が、27番の宿泊体験券には1,000人、28番のマリンレジャー体験のほうは500人となっておりますが、これは上限に達した場合はどういったふうに止めるのか。周知のやり方と受付方法について伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部議員にご説明いたします。

この積算の根拠では1,000人、500人とありますけれども、これはあくまでも積算の根拠でありまして、上限は1,000万円と250万円になります。例えば上限に達しない方もいますので、最低でも1,000名以上が該当します。1,000万円と250万円が、金額で上限、予算額が上限になります。それに達したら事業がここで、今のところはその予算の範囲内ですので終了する予定ということでございます。それと募集等でございますが、今から内容を大まかに、説明会等を開いて関係者とも協議をしますが、今のところはまず予約を行いまして、町で期間を定めます。例えば12月いっぱいとかですね、いつからいつまで、その期間で予約を取ったものに関しては該当しますと。まず予約を取ってもらいまして、その予約はいついつ取りましたと。その金額が幾らになりますということで申請しましたら、町でこの割引のクーポン、あるいはクーポンみたいなものを発行する。これをもって業者で割り引いてやると。業者はその後、町に請求して町が支払うという流れを考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 さきにあった買い物券、食事券みたいな形でやっていくというふうな理解でよろしいですか。では、本当にこの事業、これだけの予算について、町のコロナ禍の中、宿泊施設やマリン事業、相当な打撃が今あると思います。今ありましたようにしっかりやり方を検討して、この予算をしっかり町内に回せるようにこれからの周知活動を行ってほしいと思います。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 12番のキャッシュレス化のものですけれども、対応する店がどの程度ある

かということをお伺いします。

それから32番です。ICT教育の推進のほうで見積もりが380万円、何社の見積もりで平均が380万円なのか。その380万円の中の300万円で事業を行うというのは大丈夫なのかどうか。

それから22番のもとぶ農産物提供施設ですね、ここ当初は飲食よりも農産物の販売が中心で造られた施設だと思えますけれども、農産物の販売のほうは今、どの程度進んでいるかということをお伺いいたします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 松川議員にご説明いたします。

キャッシュレスですね、町内の現在、このキャッシュレス決済に入っているところが、約130から140のお店が入っている状況であります。それをできれば200店舗まで増やしたいということで、今回この事業をお願いしております。以上です。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 11番、松川議員にご説明いたします。

32番のICT教育推進計画策定事業の見積もり平均380万円についてであります。3社から見積りを依頼し、見積りを取っております。3社をもつての平均が380万円ということになります。今回予算としては300万円を取っておりますが、別の見積りを取った事業の中身をしっかりと精査をしていくんですが、ここの予算の計上が今、3社の中の最低金額を一応予算として計上しております。その中身もしっかり精査して事業を行っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 11番、松川議員のほうに説明いたします。

農産物の提供の施設が目的であったはずですが、今現在どうなっているかという質問がありました。今現在は、飲食が主となっております。これまでは葉野菜など、また海産物なども展示を試みた経緯はありますが、施設自体がクーラーなどの冷房施設がなくて、葉野菜などが傷みやすいということがありまして、なかなか消費されるものと、ストックする間に弱るということがありましてですね、今現在は、葉野菜など、地域の農産物の展示はされておられません。今後、冷房施設を完備しました後には、しかる農産物、地域の農産物が展示販売できるような形に展開していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 2点お伺いします。

まず14番、対象ですね。大人96名、子供192名ということでお伺いしておりますが、町内の小学生は800名ございます。その4分の1の募集なんですけれども、残りの600名は、全員来た場合の仮定の話ですけれども、予算上192名分しか取れていない。それ以上に来た場合の対応ですね。

それともう1点、26番、冷凍の補助のほう。それは10か月間とあるんですが、私が1次から見てきた関係、大体補助期間というのは3か月から長くて7か月なんです。それに関しては10か月というものを示しているものですから、その根拠を説明求めます。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 9番、具志堅議員にご説明いたします。

体験関係なんですけれども、現在、先ほど言いました親96名、192名ということで、これは募集による応募ということで今考えております。それ以上来たときには、もし、それ以上来たときには、次回のもし補正とかがあれば、それに乗っけていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午前11時00分）

再開します。 再開（午前11時01分）

農林水産課長。

○ 農林水産課長 松本一也 具志堅議員のほうに説明いたします。

圃場期間が7か月となっているのは、ほかの事業に比べて長いということがありますが、その根拠ということでもあります。シークワサーやアセローラの果樹の搾りなんですけれども、これがアセローラでいいますと5月から10月までが作物として収穫できます。それを搾っていくんですけれども、シークワサーも7月から12月頃までの搾りが製品としてでき上がるんですけれども、その搾った後に、やはり製品になるまでの期間が長いわけですね。そのためにストックする、冷凍庫にストックする期間が長くなるわけです。その長くなるがために、この補助金の期間ぎりぎりまでは補助しようということの考えでそういった形になっております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 35、36について質疑いたします。

35の説明によりますと、新しい生活様式に準じて、地域の主役である住民が解説し、とうたわれております。この希望者というのはどういうふうに募集するのか。それと何名の予定をしているのか。

あと36番は、本部町の海岸に漂着したごみ回収、これは本部町の全体の地域によって該当するのか。それと各地域によってはごみの量も異なると思います。例えば水納島だと観光客、瀬底も観光客、そういうふうに来るということはそのごみの量も恐らく違います。その辺はどのように分析するのかをお願いします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 13番、宮城議員にご説明いたします。

まず35番のきめ細やかな観光客受入体制整備事業でございますが、2点質問がありました。希望者の募集の仕方、そして何名かということなんですけれども、募集に関しましては町の広報誌、あるいは町のホームページ等々で募集をいたします。人数に関しましては15名から20名、その根拠としまして、2つありまして、1つは、実際軌道に乗って受け入れる場合に十分回せる体制を組みたいというのでその人数、講義の際にマイクロバスを使用する予定をしておりますので、マイクロバスで十分乗れる、講師を含めて乗れる人数ということで15名から20名程度を予定しているところであります。以上です。

○ 議長 石川博己 健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 13番、宮城議員にご説明いたします。

まず、もとぶ美ら海海岸漂着ごみ回収事業についてでございますが、主に海岸に流れ着いたごみを想定しています。ただし、海岸には議員がおっしゃるとおり観光客が持ち帰られなかったごみ等もありますので、そういったごみもありましたら回収いたします。回収する海岸の場所なんですが、町内には議員おっしゃるとおり様々な海岸ビーチがございます、今現在、町では農林水産課、建設課、また企画商工観光課のほうで町内の海岸ビーチの清掃を委託しております。今回の事業につきましては、それらの委託が入っていない海岸を予定しております、まず町内でしたら瀬底のアンチ浜、渡久地にありますロードパークのほうですね。あと崎本部のトートロー岩がある場所、そこが今管理が入っておりませんので、その地域のごみを回収することを予定しております。以上です。

○ **議長 石川博己** 13番 宮城達彦議員。

○ **13番 宮城達彦** ガイドの件を再度質疑します。

この人数は15名からということでさっき説明がありました。これは曜日等関係あるんですか、何曜日にするのか。この辺をお願いします。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 開催曜日等はまだ未確定な部分でございます。講師との調整もございます。今回はガイドですので、当然、町の隠れた観光地、自然、戦跡等、いろんな講師を呼ぶ予定でございます。加えまして、マナー、観光客を十分受け入れるだけのノウハウ、接客マナーも予定しておりますので、場合によっては平日あるいは夜間というのも考えます。これは講師との調整になるところであります。以上です。

○ **議長 石川博己** 13番 宮城達彦議員。

○ **13番 宮城達彦** 町の広報で募集するという説明ですが、これは地域の主役である住民が解説しとうたわれていますよね。例えば、本部町には各地域によって、その隠れた場所も違います。言葉も違います。備瀬と瀬底の言葉も違います。この辺のニュアンスは、まず募集は各行政区のほうに投げて、行政区の区長と相談をしながら、細やかな、本部をPRするんだったら地域の言葉の重みも、これをやってほしい。以上です。

○ **議長 石川博己** 町長。

○ **町長 平良武康** 13番、宮城議員のほうに説明を私のほうからも加えますけれども、観光地なわけですけども、地域住民による、いわゆるツアーガイドがうちの地域は今いないんですね。そういったことでホテルとかはいろいろガイドする人もいようかと思えますけれども、本当の意味で本部の今まで光を浴びていないような、知られていないような観光の場所を地元の人が案内するといったような、新しい観光の在り方、それでそういったことがこれから質の面で求められる観光というのはそういうことじゃないかというようなことで、できれば高齢者ですね、時間が自由に使える高齢者を中心として対応できればなど。そうすれば昔のことも、過去のこともいろいろ話せる材料がありますので、できれば自由に時間が使える高齢者のほうがツアーとして育て



ていければなと思っております。当然ですけれども、受講された皆さんには町としてしっかりとした観光ツアーの、いわゆる認定証なども交付しながら、しっかりしたツアーガイドをこの際育てていきたいと。そういったことがアフターコロナですね、コロナ以降の新しい観光の在り方じゃないかというように考えております。ご説明として受け取っていただければと思っております。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 26番をお願いします。

先ほど具志堅議員からもあった冷凍冷蔵庫の実績なんですけど、平成30年の実績は533トンだったというふうに記載されておりますが、現在、シークワサーとアセローラの在庫状況はどれぐらいまだ保管されているのか伺います。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 10番、座間味議員にご説明いたします。

6月現在の在庫状況440トン、現在、冷凍冷蔵庫にあります。

○ 議長 石川博己 10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 440トン、これ内訳分かりますか、シークワサーとアセローラの内訳。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 10番、座間味議員にご説明いたします。

これは管理側からもらった資料ではあるんですけども、シークワサー果汁ということで、在庫ということで440トン、ちょっとアセローラのほうが出ていないものですから、すみません。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それじゃあ、私も説明書の中から質疑をしたいと思いますが、説明書11番、新型コロナウイルス災害発生時備蓄事業と12番地域消費拡大キャンペーンキャッシュレス事業、13番もとぶ観光プロモーション事業の3点お聞きします。

まずは、この備蓄事業の部分に関しては、災害時の部分でそういった備蓄の準備をするというのはとても大事なことで、やっておく必要がある事業だなと考えておりますが、災害の定義の中で今回の新型コロナウイルス、これは災害に入るんですか。なぜかという、この災害発生時の避難所で起こった新型コロナウイルスのクラスターと説明がありましたが、新型コロナウイルスのクラスター自体が災害として行政は見ているのか。それによっては、この備品の貸出し使用、そういうのに制限があるのか。そこら辺をまず伺うとともに、そもそも町の防災計画の中でそういった感染症などによる災害というのは想定しているのでしょうか。その2点をお伺いします。

次、12番、地域消費拡大キャンペーンに関してですが、先ほど松川議員への説明の中で、その事業者を約130店舗とあるのを200店舗に増やしたいということでありましたが、このいわゆるキャッシュレスにする、例えばですよ、カードであればカードの端末機とか、このキャッシュレスを行政がこれだけ200社まで増やしたいといっても、その対象となるところが、例えばそこに経費がかかるとか、そういった部分で町が増やしたいといってもその事業所自体がどう考えてい

るのかというのを私疑問に思ったんですが、どういったキャッシュレスの、今様々にありますよね、キャッシュレスに対応しているものがあるんですね。それを全て網羅してできるのか。それともどこか特定のキャッシュレスに特定しているのか。それをお伺いします。

13番、もとぶ観光プロモーション事業、説明の中で約2万部の観光ガイドブックを作成するというものでありましたが、その2万部の観光ガイドブックを紙媒体で2万部作成するという、その2万部の根拠は何ですか。今、このご時世、民間企業ではペーパーレスとか、この観光業界でも紙媒体から電子媒体に移行していく中で、2万部刷ってどこで誰に渡すのかというのも私は気になるんです。そこら辺の根拠と誰がどこでその観光ガイドブックを渡すのかというのを伺います。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

11番の備蓄関係で2点ございました。今回、コロナ関連の影響は災害とみなしているのか。そしてそのことで防災計画はあるのかということでございますが、関連しますので一括でお答えします。本町の防災計画は自然災害を想定しての防災計画でございます。この中に避難所等の消毒と環境の分は定められておりますが、ウイルスによる災害というのは本町の防災には定められていないという認識でございます。なので、災害とみなすか、みなさないかというのは、申し訳ありません。私の解釈では判断できませんが、本町の防災計画の中では自然災害が災害として位置づけられているということでございます。よって、ウイルス関係の防災計画は本町は持ち合わせておりません。以上です。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

12番のキャッシュレスポイント還元ですけれども、今、予定しているのはスマホを使ってやるQRコードを予定しております。クレジットなどもあるんですが、現在それを予定しております。なぜかといいますと、現在このQRコードを使っての、来年9月までのキャンペーンがありまして、その中で決済手数料関係、あと店舗の、QRコードなので店舗には負担がないということで、あと決済手数料が9月まで無料キャンペーンということで、それを利用して店舗を広げていきたいと思っております。この決済手数料ですね、ほかのカードとかほかのものを見ますと、2～3%を程度の手数料が現在かかっている状況、これは店舗が全部負担するような格好なものですから、今回はその負担がないということで現在キャッシュレスを予定しております。

あと13番の観光プロモーション事業のパンフレットですね、根拠といたしましては、町内に入域する観光客が大分減っていて、これの回復目的でマップを作成しようということで、それプラスの町内の滞在時間を増加させようということで、それに伴って消費拡大を図ろうということでパンフレットをつくらうということでもあります。どこにそのパンフを置くかということですが、町内の観光施設、商工会、観光協会、あとは水納島の待合所とか、その辺に置ければと思っております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 観光プロモーションの中で、根拠となる、なぜこの2万部なのかと聞いたんですけど、今の説明だと町内にいらっしゃる観光客はもっといっぱいいますよね、もっといっぱい刷らないといけなくなりますよね。なので、その2万部というのが適正なのか。私が言いたいのは、要するにそれだけ刷る必要があるのかと、紙で。であればこの電子媒体にもう少し移行するように、そこに予算をかける必要があるんじゃないか。それをやった後にいろんな事業所で、こんな山積みでこれが残っていたら話にならないですよ。そういった意味でもその2万部というのは適正なのかというのをもう少し考えるべきだと思いますし、もしその電子媒体にこの予算内で、これは紙だけでやるつもりなのか、観光ガイドブックだけでやるつもりなのか、それとも町のホームページ、あと観光協会のホームページなどにもそういった電子媒体で載せる予定はあるのかどうかというのをもう1回聞きたいと思います。

キャッシュレスは何かキャンペーンをやっているとおっしゃっていましたが、役場がキャンペーンをやっているんですか。違いますよね。どこかの業者に乗かってその事業をやるということなんでしょうか。そのQRコードを持たないところは、その恩恵を受けられないということなのか。それをお伺いします。

それと、あとは備蓄事業の件ですが、私も防災計画を見ましたが、災害の定義の中で感染症というのは入っていないと。今回の事業は新型コロナウイルスにからめてのものだと考えておりますので、何らかの形でこれは町の防災計画の中に落とし込んでいかないといけないんじゃないかと私は思いますが、これはこうして備品を購入しましたが、これは使えるんですか、クラスターが発生しなくても。それは使えないと意味がないと、そういう状況にならないことを願うばかりなんですけど、そういった状況になったときに、それがちゃんと機能してそれが使えるのかどうか。その事業計画というのを、防災計画を全て見直せとは言いませんが、何らかの形で、今後こうしてコロナウイルスと感染症と付き合っていくという形の中で、その防災計画の中に何らかの形でそれを入れておかないとまずいんじゃないかなと思います、それをお伺いします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 12番、喜納議員にご説明いたします。

もとぶ観光プロモーション事業、大変説明ができなくて、紙媒体なのかという件なんですけど、先ほど喜納議員が言いました電子ブックの作成ですね、あとはパソコンやスマートフォンから閲覧可能にしたいと思います。旅行前でも町内の情報提供ができるようにして考えていきたいと思っています。

あとキャッシュレスの件ですけれども、QRコードを持っている事業社、QRコードで事業をおこしている事業者を今選定する予定であります。あと事業者の恩恵というんですか、その辺については先ほどもお話しました来年9月までのキャンペーン、あとは決済手数料がかからないということでもあります。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

2点ございました。このパーティションですけれども、そもそも使えるのかどうか。ウイルス関係、そして防災計画の見直し、その分追加する必要が計画でないかということですが、まず、今回パーティションと別途整備するものは、例えばコロナの感染者を収容するところではなくて、コロナの感染になった場合は沖縄県の指定する施設に入ってもらおうということになりまして、基本コロナに感染していない方が避難所に避難しますよと。その際、全て大丈夫かということ、そうでない可能性がありますので、避難所でコロナの感染を最小限に抑えるために個々の世帯でパーティションでくくるというものでありますので、これはこの事業で、補助事業の対象となっているものと考えていますので、避難所でも使用可能であると、感染防止のために必要であるという、使えるということを考えております。

そして防災計画の見直しが必要ではないかということでもありますけれども、避難所での環境衛生、そして安全対策というのは従来から必要でありますので、その分でカバーできるのか。あるいは議員おっしゃるとおり別記で記入しないかというのは、今後ちょっと精査したいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 最後の質疑ですが、町長に答弁いただきたいんですが、この地方創生臨時交付金が降って湧いたように出てきて、行政の皆さんもこの事業づくりは大変だったという認識は私も分かっております。やはりこれだけの事業をするには、これは必要なかというのがありますけれども、しかし、行政としてこれはしっかりやるということでもありますからやっていただきたいんですが、町長に最後お聞きしたいのは、このいわゆるコロナウイルスを災害と見るか見ないかというのは、私は観光立町として本部町、これだけ観光客が来る中でもっと真剣に考えないといけないんじゃないかなとは思っています。それを認定して、防災計画を全て変えなさいとは言いませんが、今実際に新型コロナウイルス感染症対策、本務というのをお持ちですよね。その中で、それと両立させるような形で、それが発生したとき、観光客に発生したときどうするのか。地域の住民が発生したときどうするのかという、初動のどのような動きをするのかというのは私はちょっと分からないので、今提言しますが、しっかりとつくっておくべきと私は思っておりますが、災害に認定するかしないかというのは当局のお考えですので、それは町長のお考えをお聞きしたいと思っておりますが、そこら辺しっかりとこの交付金を含めて、局面、局面が前とは全然変わってきていると思っております。この第2波をどう乗り切るか、第3波をどうするかというのを考えながら、また経済を回していくというような考えをしっかりと両立できるかどうか。町長の答弁をお伺いします。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 かつて経験したことのない、いわゆる100年に1回のことなんだとも言われておりますけれども、そういった視点では本当にこれはもう想定外の事態になっていると。想定外というものがもう当たり前になっているような時代なのかなという気もしますけれども、そ

ういった部分から考えたときに広い意味で、広義の意味で、広い意味ではコロナも私も災害だと考えております。ウイルスも災害だと思っております。少し余談になりますけれども、この地球の存在というものを余りにも人間さまがいじり過ぎたのかなというような思いもしております。そういった中で、今、日本列島は水害をはじめ、いろんな形で自然災害が起こっておりますけれども、それと同レベルの、根底的には要素があるのかなということで、そういった意味では、広い意味では災害の一つなのかなと考えております。先ほどからご議論ありますけれども、万が一、台風が来ましたと。そのときに日常的にうちのほうもそうですけれども、いろんな場所に避難したりします。そういったときに、やはりコロナの対策もしながら災害対策をしなければいけないという部分から考えたら、当然のことながらこの予算の中で対応できるというように考えております。予算の立て方、枠組みについても約3週間ほどかかりましたけれども、1週間かけて猛烈な勢いで芽出しをしようというようなことで芽出しをしました。2週目の段階に入りました。2週目の段階に入ったときに、もっと精査をしようというようなことで、2週目はブラッシュアップの週にしました。そして3週に入りました。3週に入ったときに、最後の詰めをしようというようなことで、その3段階で予算のこの原案を仕上げてきたところですが、どれもこれもこの町にあって、今後必要なものだと、我々はこういったふうに認識しております。それもこれも執行する中で、当然ですが、どのような形で有効性を持たすのかといったようなことも、またとても重要なことでもありますので、せっかくの予算でございますので、行政当局も当然精力的に予算の執行に努めますし、また行政の力だけではいかんともしがたいですので、その辺は業界団体、行政区の区長、それから当然ですが、議員各位のお力添えも借りながら、この提案した予算が町の将来に、いわゆる地域住民の福祉に役立つような形で使い切っていくというような考え方をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。そういった考え方の下で提案しているというようなことであります。答えになったか知りませんが、そういう考え方をしております。

○ **議長 石川博己** 休憩します。 休 憩 (午前11時35分)  
再開します。 再 開 (午前11時35分)

7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** 先ほどから13番のもとぶ観光プロモーション事業について質疑が出ていますけれども、このガイドブックの内容を、従前の観光ガイドブックになるのか。それともコロナに対応した、この本部町のコロナ対策とか、そういうのを載せたガイドブックみたいな形なのか、どういうふうに考えているのかご説明をお願いします。

○ **議長 石川博己** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 7番、具志堅議員にご説明いたします。

コロナショックの回復を担って、町内の観光客の潜在を増やすためにですね、この中身としては町内の飲食店の紹介、お土産店の紹介、観光体験ができる施設の紹介、景観・景勝地関係の紹介をガイドマップに載せていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 町内の飲食店の紹介というんですけれども、お客さんが来ないというのは、要するに来たくても来られないという状況ですから、そういう来たくても来られない状況を本部町はどういうふうに対策するのかを観光客の皆さんに分かるような観光プロモーションをしないと、今までのような、観光ガイドブックのような作り方では、観光客に対するPRにはならないんじゃないかと思えますけれども、その辺はこれからどうするおつもりなのか。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 7番、具志堅議員にご説明いたします。

観光客の分かりやすいようなガイドブックにしていきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 観光客に分かりやすいガイドブックというのは、今までのガイドブックでも十分大丈夫なんです。ただ、今このコロナの影響で来たくても来られないお客さんがいる。そういう人たちにどういうふう本部町の観光をPRするのか。その辺がこのプロモーション事業からは見えてこないと思うんですが、それをもう少しコロナ対策をうちではこういうふうにやっていますよというふうな提案の仕方をしないと、ほかとの差別化といいますか、本部町の観光はこういうところがコロナに対して取っていますよという、このPRをしないと本部町に呼び込めるお客さんも呼び込めなくなるような感じがしてならないんですけれども。

○ 議長 石川博己 副町長。

○ 副町長 伊野波盛二 7番、具志堅議員にご説明いたします。

今、企画商工観光課長からも説明があったんですが、観光プロモーションということで、やっぱり観光客に本部町の観光施設ですとか飲食店ですとか、あるいはまた景勝地でありますとか、今までのホームページや観光協会のホームページにも載っている部分もあるんですけど、さらにまた細かいところすとか、本部町に来たら穴場ですとか、そういうところもありますというのもブックに載せたいと思えますし、また電子媒体でそれを、ブックから電子媒体に移れるような仕組みとかそういうふうにもしていきたいと思っておりますし、先ほどからありますコロナ対策というのが、やっぱり第2波、第3波、これからも心配されますので、地元ではどんどん水族館をはじめ、観光協会も中心になって各施設で対策もやっておりますので、そういう対策を十分やっていますよというPRもしっかりやっていかないとと思っております。そういう形でこのプロモーションの中でも電子媒体を使いながら、本部町は安心して観光できますよというPRもしっかりやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第49号 令和2年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第7回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第7回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前11時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 真 部 卓 也